

改正気候変動適応法
●熱中症対策を強化するため、令和5年4月、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（令和5年法律第23号）が可決・成立した。
●改正法では、①熱中症対策実行計画の法定計画への格上げ、②熱中症警戒情報の法定化及び熱中症特別警戒情報の創設、③市町村長による指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）及び熱中症対策普及団体の指定の制度等が措置されている。



旭川市の体制

【環境総合調整会議】全体調整・各部局への連絡（環境総務課）

